

米沢市地域旅客運送サービス継続事業 実施方針

1. 実施区域

上郷地区 浅川、梓川、上新田、川井、木和田、下新田、竹井、長手

2. 事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業

①路線：上郷線

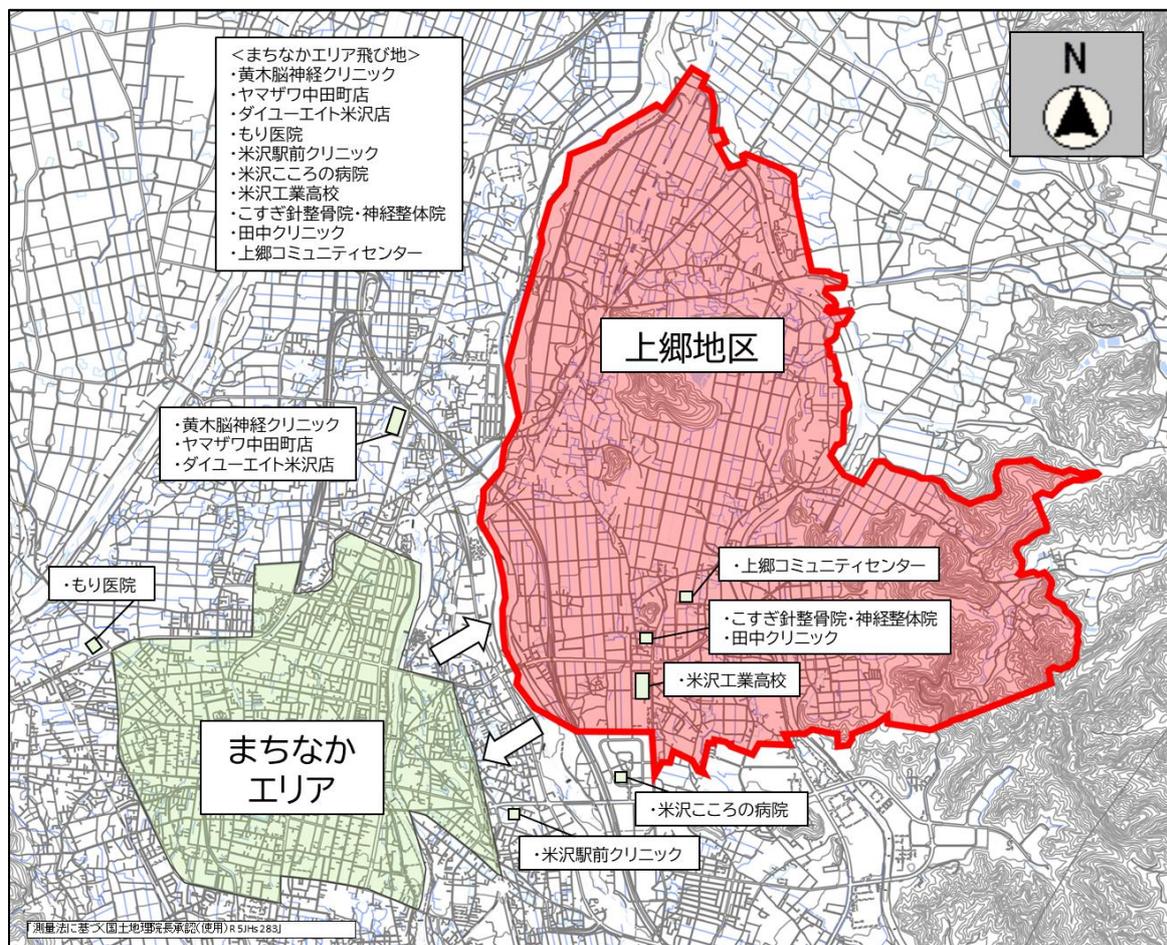


②運行ダイヤ

系統名	平日		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復			
上郷－米沢	3	3	山交バス株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行

※運休日：土曜日、日曜日、祝日、8月13日～8月16日、12月29日～1月3日

②運行区域



③運行時間・運行便数

路線名	運行日	運行回数
まちなかエリア行き	平日	5回/日
上郷地区行き	平日	5回/日

※運休日：土曜日、日曜日、祝日、8月13日～8月16日、12月29日～1月3日

4. 継続旅客運送を実施する者の要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 米沢市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。

- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (5)会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6)道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (7)米沢市内における直近5年間における一般乗合旅客自動車運送事業の実績があること。
- (8)複数の企業等で組織する団体での応募も可能とするが、その場合は、団体に所属する全ての企業等が(1)～(7)に該当すること。

5. 地方公共団体による支援の内容

- (1) 運行費に係る予算措置
- (2) 沿線住民と連携した利用促進策

6. 実施予定期間

令和7年1月4日～令和9年3月31日(米沢市地域公共交通計画の期間終了まで)

7. 公募の期間

令和6年11月12日～令和6年11月25日

8. 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

『「米沢市地域旅客運送サービス継続事業」実施事業者公募型プロポーザル実施要領』に基づく公募